令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 石岡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82. 2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95. 4 %
全職員	68. 4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

P4 (MINA) P100	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	103. 0 %
本庁課長相当職	95. 7 %
本庁課長補佐相当職	97.9 %
本庁係長相当職	100.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	88.4 %
31~35年	86. 2 %
26~30年	85. 6 %
21~25年	84. 6 %
16~20年	89. 5 %
11~15年	90.1 %
6~10年	90.5 %
1~5年	87. 1 %

【説明欄】

・女性のうち 50%は会計年度任用職員が占めているため、全職員比較となると男女の給与の格差が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。